

あさひ無料職業紹介所のご案内

～社会復帰へのかけ橋～

○ ごあいさつ

平成26年1月1日に、SSJ株式会社は厚生労働省から無料職業紹介事業の許可を「あさひ無料職業紹介所」の名称で得ることができました。

島根あさひ社会復帰促進センターから出所するすべての受刑者（当センターでは訓練生と呼んでいます）が再びあやまちを起さないためにも、出所後の就労は非常に重要な位置づけとなっております。

各企業様と訓練生の、より緊密な橋渡しができるよう、当紹介所も尽力いたします。訓練生の更生への社会貢献として、また、企業様の人材の確保としても、当紹介所を大いにご活用ください。

○ 求職者の特徴

多彩な職業訓練・資格

訓練生はセンター内で様々な資格取得に挑戦しています。

【センター内で取得可能な資格】

- ・理容師
 - ・玉掛け技能士
 - ・小型移動式クレーン運転士
 - ・車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）運転士
 - ・CAD 利用技術者試験2級
 - ・介護職員初任者研修修了者
 - ・医科医療事務管理士
 - ・ワープロ技士
 - ・表計算技士
 - ・データベース技士
 - ・販売士検定3級
- 等

充実した教育プログラム

再犯防止のため、また、社会復帰に向けて、真摯に教育プログラムに取り組んでいます。



○ 手続き方法

ご連絡

裏面 お問い合わせ先へご連絡ください。
事前登録に必要な書類を送付いたします。

事前登録

下記書類を提出いただきます。

- ・登録申込書
 - ・提出資料 定款
履歴事項全部証明書
決算書 等
- ※ 個人事業主様はご相談ください

契約締結

『人材紹介に関する基本契約書』

採用までの流れ

- ① 申込企業様から『求人票』を当紹介所宛に提出
試験実施予定日・試験内容等についてお伺いし、当センターと調整します。
当紹介所から訓練生に対して掲示します。
希望者が当紹介所に履歴書を提出します。
当紹介所から希望者についての状況をご連絡します。
- ② 試験実施：書類選考・筆記・面接・実技試験 等
試験は当センター内で実施します。
試験内容は各企業様のご要望に極力ご対応します。
履歴書は当センター内で閲覧できます。
- ③ 合否連絡
申込企業様から、訓練生宛に試験結果を直接郵送してください。
当紹介所へも結果をお知らせください。
- ④ 入社
採用者は当センターから出所（満期釈放・仮釈放）後、就業することになります。

○ 入社時期

【満期釈放の場合】

刑期を満了しているので、内定をいただければ刑の終了日の翌日からでも入社可能です。



【仮釈放の場合】

仮釈放日からの入社となりますが、刑の終了日までは雇用をお願いします。
帰住地・身元引受人を定めた上で、更生保護委員会の許可が必要です。
帰住地・身元引受人が定まっていないと仮釈放は許可されません。



仮釈放とは

改善更生意欲が十分に認められ、社会の受け入れ状況も整ったと判断される訓練生に対して、満期釈放日より早く一般社会で生活することを認める制度です。
仮釈放期間中は、保護観察官や保護司の定期的な指導を受けながら、一般社会で生活することが許されますが、身分は懲役受刑者のままで、遵守事項という規則を守らなかったり、再び罪を犯した場合には、刑事施設に収容されることになります。



帰住地・身元引受人とは

訓練生が仮釈放の対象になるためには、帰住地と身元引受人が決まっていることが必要です。

身元引受人は、訓練生が仮釈放期間中住む場所となる帰住地の確保や、定期的に保護観察官や保護司の指導を受けられる環境を整えるなど、仮釈放者を保護・監督する立場の人です。

親族以外でも、地方更生保護委員会の許可を受ければ、雇用主などとして身元引受人になることも可能です。

○ お問い合わせ先

SSJ株式会社 あさひ無料職業紹介所
社会復帰促進部 就労支援グループ
担当：渡邊

〒697-0492
島根県浜田市旭町丸原380-15
島根あさひ社会復帰促進センター
TEL: 0855-45-8197
FAX: 0855-45-8185
E-mail: watanabe.nobuaki.au@obayashi.co.jp

許可番号 32-△-300009
取扱職種の範囲等
職種：全職種
地域：国内
求職者：島根あさひ社会復帰促進センターの被收容者

新たな一歩を